

残そう、自然の宝石箱・のりくら

くらがね通信

No.27 (新春号)

乗鞍岳と飛騨の自然を考える会

平成19年 1月25日発行

乗鞍岳山頂一帯を「乗鞍岳特定地理等保護林」に設定

(1/16・中部森林管理局)

乗鞍岳特定地理等保護林について

副会長 小野木三郎

昨年10月4日(水)に、林野庁中部森林管理局に於いて表記保護林設定委員会が開催され出席しました。保護林などの自然保護・自然環境保全に係る仕事は、環境省のお役目と思い込みがちです。確かに乗鞍岳は、自然公園法に基づく国立公園であり、山頂一帯は、最も厳しく自然が守られるべき「特別保護地区」に指定されています。それはそれとして、林野庁は地主として、独自に保護林制度を持っています。これは法律ではなくて林野庁長官通達によるもので、①森林生態系保護地域 ②森林生物遺伝資源保存林 ③材木遺伝資源保存林 ④植物群落保護林 ⑤特定動物生息地保護林 ⑥特定地理等保護林 ⑦郷土の森の七区分です。

今回は乗鞍岳に、この⑥区分の保護林が設定されるのですが、特異な地形及び地質の保護を図り、併せて学術研究等に資する目的で、その指定範囲は国立公園の「特別保護地区」を中核とし、第1種・第2種特別地域を含んだもの、いわば亜高山帯の針葉樹林の上部以高の山頂一帯ということです。

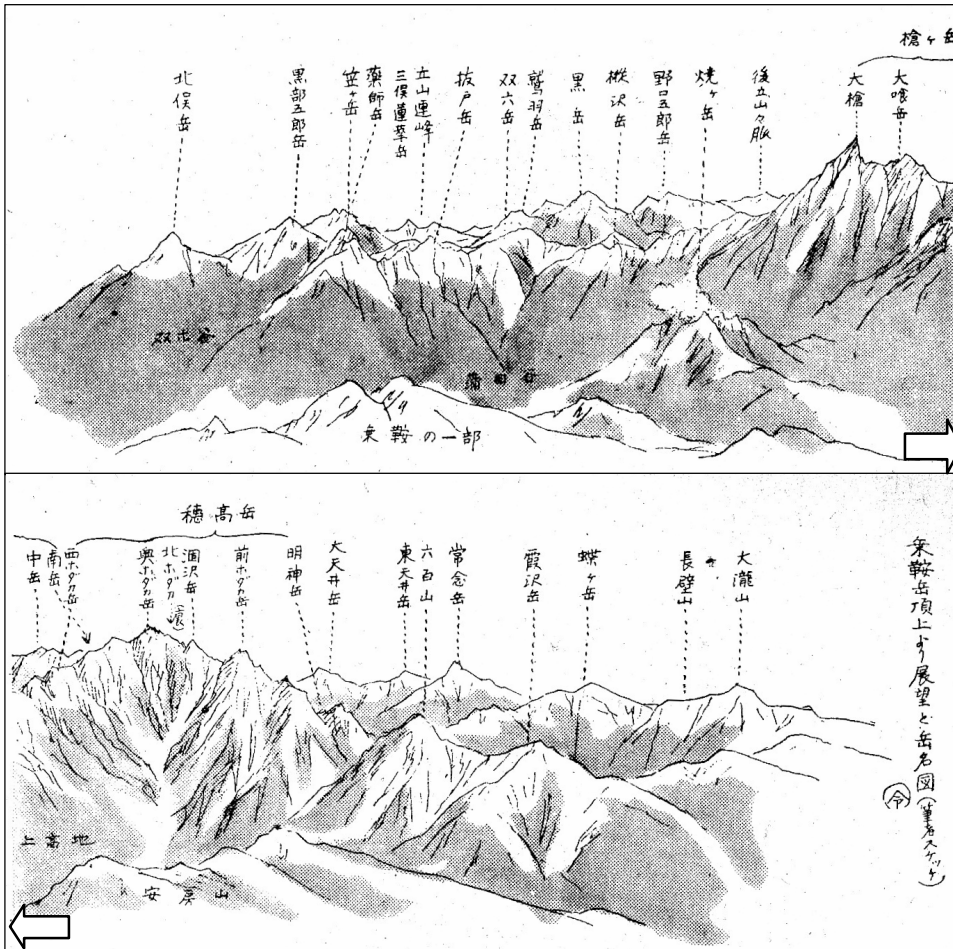
設定に当たり、冊子の報告書が作られていましたが、私の最初の発言は、「何を今さら、こんなに金をかけた報告書を作る必要があるの。あまりにも明白で分かりきっている国立公園の特別地区周辺。これこそ税金の無駄使いだし、これは、仕事の為の仕事じゃありませんか。」……でした。驚いたことには、この特定地理等保護林は、中部森林管理局内だけですでに25箇所指定されていますが、飛騨は皆無。木曽御岳が火山地形で指定されていますが、なんと木曽・長野県側のみという実態でした。今回の乗鞍岳特定地理等保護林の設定原案は長野・岐阜県側を含めたものです。山の火山地形に県境がある訳ありませんから、御嶽山の場合も、岐阜県側も含めて保護林設定の再編が必要なことは明らかです。本気で自然を守るのならば、乗鞍岳の特定地理等保護林を、林野庁は林野庁として指定しますよ。国立公園の特別保護地区……それは環境省の法律による指定で全く別のもの……ならば、ここはひとつのモデル・実験試行として、指定地の国有林をそっくり環境省に移管して、環境省がスッキリと強力に保護策を講じた方が、実効が上がるのではないのでしょうか。

しかも、御嶽山の自然を、科学的・客観的に価値判断すれば、白山や乗鞍岳に優とも決して劣りません。県立公園にしているだけでは不当な扱いでしょう。国立公園に昇格させることが先決だし、林野庁の保護林に照らせば、①森林生態系保護地域その他②③④⑤⑥⑦の、どれにも相当する保護林で満ちています。やはり本会として、関係機関に提言・要望する必要があると感じています。

(保護林の種類・7ページ)

山岳巡礼 乗鞍岳 (3,026m) その3

富田令禾 (文と絵)



古代人の拝火信仰から火山のこの山を火岳と言っていたといい又最も早く朝光を受けるので日岳ともいい、飛騨側山麓の丹生川村谷一帯に日岳宮、又は訛って日抱宮、日輪宮などのこの地方だけの独特の神社を祀っている。信濃側でもやはり朝日岳と称して、朝光に輝く山雪を尊崇しているが、木曾にいた源義仲も御岳よりもこの岳の偉容にうたれたとみえ、自ら朝日將軍と因縁をつけて名乗りをしているのも一興なしと思えない。

上記の特殊神社の信徒の中にはこの岳へ登

った者もあるかも知れないが、普通言われる開山としては寿永二年六月二日に信濃小県郡滋野の六天坊覚明といふ源義仲の学僧が登ったのが最初だと言われているが、江戸時代にも円空という美濃生れの山岳憎がやって来て奇行を演じている。けれど何しろ欲気のなお激しいところで、図抜けて広くデカイこの山のどの辺まで登り得たかは疑問の余地もあるのではあるまいか。

鞍を乗せた形に見えるからこの山名があるという南北に幅広い山容は飛騨側からはどこでも同じ形に天空を潤歩するように堂々と眺められる。然し神岡町の栃洞あたり北方からも余り変りがないのに、やはり北方の笠岳や抜戸岳からは頭の上へ両手を組立てた形に急に威丈高に突立ち、焼岳の赤茶けた吊鐘形の山体を押潰すかに山脚を思い切りフン張っているのはまるで別の山かと思われる。

とにかくこの山は飛騨で生れたほどの者は小さい時から見馴れ、他の岳々は名さえ知らぬでも、さすがにノリクラと刻みこまれている親近感の深いオラが山なのである。

なお頂上での展望は素晴らしいので名高いが、乱立する北アルプスの岳々の名を知らぬ人が多く、よく私も聞かれるので参考として展望図と山名の一覧表を添えた。観光登山する人のためお役に立てば幸甚である。

(高山市在住・宗家)

(この連載終了)

名古屋営林局誌「みどり」昭和30年(1955)1月号 掲載
(許可を得て抜粋転載、一部現代かなづかいに変換)

昨年 11 月 25 日に「生物多様性の危機—日本各地の状況—」と題して、飯田会長の講師で大会主催の環境講演会を行いました。

会長は講演会に先立つ 10 月 5 日、釧路市で開かれた日本弁護士連合会の『第 49 回人権擁護大会シンポジウム』第 1 分科会の席でパソコン(スライド)を使って発表されましたが、それを当会の講演会で再現されました。主な内容は、『自由と正義 平成 18 年 9 月号』(日弁連機関紙)に掲載されました。講演会内容はほぼこれを踏襲していますのでここに掲載します。

第 49 回シンポジウム

■未来へ響け生き物たちの歌声

一北の大地から展望する人と野生生物との共生一

一 はじめに

1992 年に開催された国連環境開発会議(地球サミット)において「持続可能な発展」の考え方を基に行動計画が採択され、生物多様性の保全が地球環境保全の主要テーマとして掲げられた。生物多様性とは、遺伝子、生物種、生態系それぞれの多様性を言い、生物の豊かさを包括的に表す概念である。日本弁護士連合会は 1996 年大分での人権擁護大会で、種の保存法による生息地等保護区の指定と指定地の買取りを含めた十分な保護政策の実施、環境省を生物多様性国家戦略の主務官庁とすべきこと等を提言した。国は 2002 年に新生物多様性国家戦略を打ち出し、生物多様性の保全のため、生息地の破壊・分断化の防止だけでなく、新たに里地里山の保全や外来種対策の重要性を指摘した。自然公園法等に生物多様性の確保を明記し、河川法等にも環境への配慮を盛り込むなど、法制度上の前進を見た。

しかし、事態はより深刻化している。2006 年 6 月、国連環境計画は、世界の主要な砂漠で今世紀中に 10~20%の降雨量減少が予想され、オアシスや周辺地域を含めた脆弱な砂漠の生態系が危機に直面していると発表した。国際自然保護連合のレッドリスト 2006 年版によれば、1 万 6118 種が絶滅の危機に瀕しているという。多様な生物群は相互に深く関わり合い、大気、

水、土壌などの自然環境と共に生態系を構成し、その中で繋がりあって生きている。われわれ人類も、化石燃料、薬や食糧、水、木材など資源を生態系に依存し、利用後それらを廃棄物として生態系に戻している。豊かで快適な生活を追求するようになった結果、資源依存度は増し、生態系の自浄能力は限界を迎えつつある。開発による生息・生育地の減少、環境汚染や気候変動、乱獲や過剰利用、外来種の侵入など、様々な人間活動による影響が、野生生物の絶滅という形で表れているのである。わが国とて例外ではない。生物多様性の危機は、食量不足や将来有用な遺伝子資源の喪失のみならず、伝染病や害虫の蔓延など直接人体に影響を及ぼし、人類の生存そのものをも脅かす危険性を孕んでいる。

地球サミットから 10 年、2002 年の「持続可能な発展に関する世界首脳会議」において「持続可能な開発」が問い直された。貧困撲滅、生産・消費形態の見直し、天然資源の保護と管理等などの課題で構成した実施計画が採択され、そこには「深刻なあるいは回復不能な損害のおそれがある場合には、科学的不確実性を理由に対策を引き延ばしてはならない」という予防原則が再度盛り込まれた。

日本弁護士連合会は、これらの現状を踏まえ、野生生物との共生のシステムを探るべく、調査、検討を重ねてきた。

二 釧路湿原

わが国は、国土が南北に長く、高山帯や広い海洋を特つこともあり、狭い国土ながら生息・生育する野生生物の種類は非常に豊富である。北海道東部に広がる釧路湿原は面積1万9000ha。茫洋としたヨシとスゲの織り成す草原の中を釧路川が身をくねらせる。鳥たちにとっては、餌が豊富で敵が近づけない湿原は楽園。国の特別天然記念物タンチョウをはじめ、2000種を超える野生生物が暮らす「生命のゆりかご」である。1980年に湿地保全を目的としたラムサール条約の登録湿地に、1987年には国立公園に指定された。

ところが、1960年代以降、農地造成・宅地開発や河川直線化、周辺の森林伐採などが進み、湿原内部に土砂や栄養塩が流入、水位環境が著しく変化し、自然の推移をはるかに超えるスピードで湿原の消失や劣化が進んでいたのである。釧路湿原は、周辺都市の水瓶としての保水・浄化機能、遊水池としての洪水調節機能、湿地特有の景観美などの機能を有するが、湿原・河川の変化に伴い、これら湿原が本来有する多様な機能の低下、野生生物の生息・生育環境への影響が進んでいる。

2002年、環境省はNPO法人トラストサルン釧路と協働で、釧路湿原自然再生事業を開始した。その取り組みの第一歩は、流域の生態系の現状を科学的に把握し、「あるべき姿」を検討するための基本調査である。そして、森林再生用に、地域の遺伝的多様性の維持を考慮し、集水域内の樹木種子から作った植林苗の生産にも力を入れている。しかし、その反面、放棄されて湿地に戻った農地を、暗渠の設置などで排水能力を高めて再び農地化し、その結果、湿地内に流入する土砂が増加するや、その対策として自然再生の名の下、沈砂池、遊砂地を設置するといった、公共事業が行われている。

三 山原（やんばる）

国内唯一の亜熱帯の照葉樹林が生物多様性を育み、国の特別天然記念物のヤンバルクイナ、

ノグチゲラなど、固有種だけでも192種にもおよぶという沖縄県。しかし、沖縄本島北部、鬱蒼としたやんばるの森へ一歩足を踏み入れると、森林伐採やダム建設、網の目のようにアスファルト舗装された林道に驚かされる。

種の絶滅には、複数の要因が絡み合っていることが多いが、何といても最大の脅威は、生息地の消滅や分断、細分化である。生息地が完全に消失しなくても、寸断されて面積が小さくなるだけで影響は表れる。1つの生息地に生息する個体数が少なくなると遺伝子の多様性は小さくなり、気候、天敵、病気など環境変化に対する適応力が弱くなる。出生率、死亡率、性比などのわずかな変動が種の維持に決定的に影響を及ぼすようになり、さらに個体数が減ると、近親交配による影響が顕著になると言われている。やんばるを分断する林道で起きるヤンバルクイナの交通事故死も大きな問題である。

環境省と沖縄県はヤンバルクイナ減少の原因を、外来種のマングースにあるとして、マングース北上防止柵を設置した。しかし、環境省はやんばる地域の開発を規制する権限を持たないので、森林伐採や林道敷設については何らの指導もすることは出来ない。



伐採されたやんばるの森

四 丹沢山地、大台ヶ原

神奈川県の日沢、奈良県の大台ヶ原などではニホンジカ、知床など北海道の東部地域ではエゾシカが増殖し、農林業被害に加え、自然植生にも影響を与えている。天敵のオオカミは絶え、狩猟者の減少、落葉樹林の伐採、暖冬化などの

要因でシカが異常に増殖した。開発で生息地を追われ、森林地域に侵入したニホンジカは口の届く範囲の下生えと樹木の下枝の葉を真っ先に採食する。そのため、林床の風通しが良くなり、林内の乾燥化が進む。次に剥皮により樹木が立ち枯れ、実生も食べられるので森林更新は阻害される。増加の影響はニホンジカ自身にも現れ、以前より体サイズがやや小さくなり、立派な角を持つ雄が減ったという。

現在、わが国ではシカやカラス類のみならず、クマやサルも多数駆除されている。しかし、これらの動物がいつまでも過剰であるという保証はどこにもない。重要なのは、生物学的知識と生態学的な視点に基づいた管理計画を立てることであり、バランスのとれた森林生態系の回復である。



シカにより下層植生が単純化した丹沢の森

五 琵琶湖

約 400 万年前に誕生し、約 40 万年前に現在の姿となったと言われる琵琶湖。万葉浪漫、平安雅、また、戦国武将たちが壮大な夢を持って駆け抜けた地。葦原が広がり、毎年ヒシクイ、コハクチョウなど 4 万羽以上が飛来する渡り鳥の越冬地で、160 種以上の野鳥が見られる。1993 年ラムサール条約登録湿地となった。また、琵琶湖には日本の淡水魚の半分、約 80 種が生息し、固有種・亜種は 10 種類を超える。

ところが、護岸や埋め立てで湖岸の葦原が減少したことや、水質汚濁、そこにブラックバスやブルーギルといった外来種の侵入が追い打

ちをかけて、ホンモロコやニゴロブナといった在来種が激減している。庶民の味覚フナ寿司が高級グルメとなり、悠久のときの中で育まれた湖固有の魚類相とともに培ってきた文化は失われつつある。

滋賀県は 1999 年から、本格的に外来種の駆除活動に取り組み始め、翌年にはキロ 150 円での有償回収、2002 年には条例でキャッチ&リリースを禁止するなどして外来種を減らそうと努めてきた。環境省も、2006 年から 3 年計画で、『特定外来生物被害防止法』で指定されたブラックバスやブルーギルの駆除方法の開発に着手した。しかし、道のりは遠い。

また、「特定外来生物」の指定は政令でなされ、オオクチバスは紆余曲折を経てようやくリストアップされたが、琵琶湖産の稚鮎が全国の河川に放流され、それに混じってバスなどが各河川に拡散している。「特定外来生物」指定に際しては予防原則に則り迅速な指定が必要である。

六 生物多様性の国—コスタリカ—

中米のコスタリカは、東西をカリブ海と太平洋に挟まれ、800m から 3000m の山系に貫かれているため、北海道の 6 割ほどの国土は、標高差によって生じる自然環境の差異と両大洋岸の低地における気候の違いによって、実に多様で複雑な地形と気候風土を呈している。熱帯乾燥林、熱帯雲霧林、熱帯雨林という異なる森林環境に恵まれ、また、自然と共存しながら自然の中で生計を立てる人々の生活向上を目指すエコツーリズム発祥の国でもある。

しかし、19 世紀半ばには国土の 9 割を覆っていた密林も、コーヒーやバナナの栽培、牧畜のために 20 世紀後半には 4 割にまで減少し、それに伴って多くの種が絶滅した。

そこで、生物多様性の保全が自国の発展にとって決定的に重要であることを認識したコスタリカは、人間が持続的に発展・維持するためには、生態系のバランスを何よりも優先させなければならないという考えの下、それまでにあ

った森林法や国立公園法などの概念を総合的にまとめなおし、1996年には動植物、水や空気などの自然資源は公に属するとした「生物多様性法」を制定した。そして、全国を11の保全エリアに区分し（SINAC）、国際的な研究機関を誘致し、森を保全再生しながら豊かな自然と共生する様々な試みを行っている。



コスタリカ熱帯雲霧林

七 豊岡の挑戦

わが国においても、各地で自然の修復・復元に向けた様々な試みがなされている。兵庫県豊岡市では、1992年から、人工飼育で育ったコウノトリの野生復帰計画が始まった。野に帰ったコウノトリに必要なのは、生命溢れる田んぼ。鍵は農業にあり。息の長い活動にするためには市民参加が不可欠で、そのためには、環境教育も経済の仕組みも必要となる。田んぼと排水路をつなぐ魚道造り、営巣用の松林の育成、転作田のビオトープ化など、コウノトリを起点にして行政分野の保全活動も農業、土木、教育へと広がり、関わる市民の顔ぶれも多彩になっていった。また、減農薬、アイガモ農法などで作られた米や野菜を「ひょうご安心ブランド」として消費者に届けるシステムも整備された。そして、2005年秋、ついにコウノトリが試験放鳥され、翌春、雛が生まれたのである。

しかし、この前年台風23号がもたらした大雨によって豊岡盆地は未曾有の大水害を抜けている。コウノトリが舞う優美な自然を再生するということは、同時に荒ぶる自然を引き受け

ることでもある。国交省は2003年にコウノトリ野生復帰推進連絡協議会に参加し、円山川河川敷の湿地化を試みるなど、環境に配慮した河川整備を進めてきたはずだが、ここきて「安全か環境か」という二者択一の議論を始めた。



放鳥されたコウノトリ

コウノトリたちが大空を自由に舞うためには、円山川水系という流域全体を視野に入れ、幅広い視点で自然や環境を創生していかなければならない。

八 霞ヶ浦の再生

一方、霞ヶ浦では1995年から、NPO法人アサザ基金が自然再生に挑んでいる。コンクリート護岸と生活排水による汚染で霞ヶ浦は「瀕死の湖」と呼ばれるようになった。アサザプロジェクトはまず、湖岸植生帯を回復することから始まった。霞ヶ浦流域の茨城、千葉、栃木3県にまたがる40近い市町村を地域コミュニティと考え、周辺の170校あまりの小学校では、児童らが環境教育の一環としてビオトープを作り、そこで絶滅危惧種のアサザを育て、湖に植栽する。そして、粗朶を利用した波除けを使って、岸辺にアサザをはじめとする水生・湿性植物を定着させて生態系を回復し、水質を浄化しようというのである。

粗朶は落葉樹の枝で、流域の森林から調達することにより、二次林管理を促すという意義もある。環境保全と粗朶の生産を重要な目標とする粗朶組合も結成された。また、ビオトープは湖岸から失われた水草や水と繋がり深いトンボなどの動物の成育・生息場所となることで、

絶滅危惧種の系統的維持の場として生物多様性の保全に寄与する。

地域住民や行政、農林水産業者、企業などが、各小学校を中心とした地域コミュニティのネットワークを通じて協働し自然再生事業に取り組む。そのことによって、本来繋がっているはずの湖、川、水田、森林等に対して、行政がバラバラに行っていた公共事業が、相互に連携し、事業の効率化と新たな事業展開が実現する。また、多くの主体が単なる社会貢献だけでなく、



霞ヶ浦のアサザによる再生プロジェクト

それぞれの本業部分で環境保全やまちづくりに参加できるのである。

九 むすび

環境保護はよく “Think globally, act locally.”（世界規模で考え、地域で活動）と言われる。しかし、今、think も地域にこだわる必要があるように思われる。なぜなら、経済的な要求の優先から生態系の保全重視への転換を迫られている今、生態系・社会・経済の持続性を統一的に達成するためには、地域に立脚した資源管理の仕組みをつくる必要があるからである。既存の組織や法体系は、森林や河川など分野ごとに、また、同じ分野でも国有林・民有林など所有形態ごとに細分化されていては、生態系全体の保全は叶わない。複雑な生態系を対象とし、人間社会の利用を含めて管理を行うためには、最新の科学知識を応用し、縦割り行政組織、所有の枠をこえた協力関係や総合的な調整のしくみを構築する必要がある。もちろん、地域住民はじめ多様な人々の協働が不可欠であることは言うまでもない。

『自由と正義 Vol157 No. 9』（日本弁護士連合会）より抜粋転載

—— 国有林における保護林の設定（種類と目的） 新・生物多様性国家戦略より ——

- ①**森林生態系保護地域**・・・わが国の主要な森林帯を代表する原生的地域な天然林、その地域でしか見られない特徴を持つ希少で原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、学術研究等に資する。
- ②**森林生物遺伝資源保存林**・・・わが国の自然生態系の類型を代表する森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源で将来の利用可能性を有するものを、森林生態系内に保存。
- ③**林木遺伝資源保存林**・・・主要な林業樹種及び希少樹種等の林木の遺伝資源を森林生態系内に保存し、将来の利用可能性に資する。
- ④**植物群落保護林**・・・わが国または地域の自然を代表する植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて学術研究等に資する。
- ⑤**特定動物生息地保護林**・・・特定の動物の繁殖地、生息地等の保護林図り、併せて学術研究等に資する。
- ⑥**特定地理等保護林**・・・わが国における特異な地形、地質等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。
- ⑦**郷土の森**・・・地域における象徴としての意義を有する等の理由により、森林の現状維持について地元市町村の強い要望がある森林を保護し、併せて地域の振興に資する。

ツキノワグマの住める森作り

直井清正

今年のクマの被害と射殺数の多さに頭を痛めております。11月17日現在で県内のクマの捕殺数はすでに210頭にのぼっています。原因は色々考えられますが、クマの食物であるブナ、ミズナラ、クリなどの不作だった事は事実です。そしてごく一部のクマの奥山放獣が実施されましたがほとんどのクマは殺処分されています。理由は住民や地権者の理解が得られない事だそうです。

私たち「乗鞍岳と飛騨の自然を考える会」はこうした問題にどのように対応したら良いか、考えてきました。そして奥山放獣できるような山林の多くが国有林であり、ほとんどがカラマツなどの植林地となっています。このような現実を改善し、クマをはじめとする野生動物との共生できる森作りを提案します。

御岳山麓などのカラマツ植林地を借り受け、そこに生息する動植物の調査をします。その結果を元にどのような森作りが良いかを決めます。同時に現地に最も近くに自生するブナ、ミズナラ、クリなどの実を拾い、苗を育てます。イチイなどの針葉樹もヤマドリなどの峙となり、雌木であればその実はヤマガラなどの食物となります。これは枝を採取して挿し木すれば確実に雌木をそだてることができます。

次に、現地調査を基に植林されたカラマツの中で用材に適していないものを選んで伐採し、また、植栽する樹種によってはある程度のカラマツの伐採も仕方ないと考えますがせっかくここまで育った樹木の無駄な伐採は避けたいと思います。そして伐採跡地に育てていた食餌植物の苗を植林します。ただ、伐採跡地に生えてきた食餌植物は大切に残してゆきたいと考えています。このようにして緩やかに確実に野生動物の棲める森に切り替えてゆきたいと思っています。ただし、伐採跡地にはノウサギが集まりやすく、思ったように植林が進められる保障はありません。ただ、ノウサギが集まればクマタカなどの肉食動物にとっては良い結果となります。

このような運動を「乗鞍岳と飛騨の自然を考える会」として行い、一般の人々にも参加を呼びかけ、ツキノワグマをはじめとする野生動物との共存できる社会を目指してゆきたいと思っています。

(2006年11月23日)

会員状況

平成18年 12月末会員数 個人・家族 145名 ・ 団体 4団体

■ 会員を募集しています！ 年会費 = 個人 2,000 円 家族 3,000 円 団体 5,000 円	
あなたの知人、友人に	・ 郵便振替 00800-8-129365
入会をおすすめください	・ 振込先 乗鞍岳と飛騨の自然を考える会

くらがね通信 第27号 (初春号) 平成19年 1月31日発行

発行者 乗鞍岳と飛騨の自然を考える会 〒506-0055 岐阜県高山市上岡本町 4-218-3 飯田 洋
TEL 0577-32-7206 ・ FAX 0577-32-7207

編集室では皆さんからの原稿、ご意見等をお待ちしています。

■ 編集責任者 : 宝田 延彦 E-mail : nobu1995@peach.ocn.ne.jp TEL(FAX 兼) 0577-34-1287

■ 編集者 : 住 寿美子 TEL 0577-34-7237

表紙写真提供 : 小池 潜

印刷 : アドプリンター
